○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　通則（第三条・第五条）
第二節　積付け（第六条・第七条）
第三節　指図（第八条・第九条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十条・第十一条）
第五節　運賃、料金等（第十二条・第十三条）
第六節　損害賠償（第十四条・第十五条）
第七節　通知義務（第十六条）
第八節　連絡運輸（第十七条・第十八条）
第九節　連絡運輸（第十九条・第二十条）
第三章　積込みまたは取卸し等（第二十一条・第二十二条）
第一章　総則
第一節　通則（第一条・第二条）
第二節　運送の申込み及び引受（第三条・第四条）
第三節　積付け（第五条・第六条）
第四節　指図（第七条・第八条）
第五節　貨物の受取及び引渡し（第九条・第十条）
第六節　運賃、料金等（第十一条・第十二条）
第七節　損害賠償（第十三条・第十四条）
第八節　通知義務（第十五条）
第九節　連絡運輸（第十六条・第十七条）
第三章　積込みまたは取卸し等（第十八条・第十九条）

第一章　総則

（**事業の種類**）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（**適用範囲**）

第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約文の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令その他一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（**受付日時**）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（**運送の順序**）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店の責任において相当の理由がある場合は、この限りでありません。

（**引渡期間**）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送駅間　貨物を受け取った日を含む日の翌日から起算して一日

二　輸送距離四百キロメートルにつき一日。ただし、運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離七十キロメートルにつき一日

三　集配間　集貨及び配達を行う場合にあっては、これをもって延着とします。

2　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

第二節　運送の申込み及び引受

（**運送の申込み**）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

三　集貨及び配達を必要とする場合にはその旨

四　集貨及び配達先又は発送地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び部屋番号又は号棟）

五　運送の指定期日又は指定期間

六　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第二十四条に規定する待機時間料、第二十六条に規定する積込料又は第六十二条第一項に規定する特別作業費料等をいう。）及び燃料サーチャージ、有料道路利料、立替金その他費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　高価品については、貨物の種類及び価額

九　第六十二条に規定する貨物の種類及び個数

十　運送保険に付すること又は付さないことの申込みの有無

十一　運送保険に付することを委託するときは、その旨

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　本約款の内容について承諾する旨

十四　その他その貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店が定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込みの方法を定めているときは、前項の運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（**運送の引受け**）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者と協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げるものを除き、申込者の指定した日時又は期間内に運送を開始し、運送引受書を交付します。

一　運賃、料金等の額

二　発送及び到着の予定日時

（**貨物の種類及び性質の通知**）

第八条　当店は、前条第一項の運送申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めます。

2　当店は、前項の貨物の種類及び性質について申込者が通知したことに疑いがあるときは、その立会いのうえ、これを点検することができます。

3　当店は、前項の調査をしたときは、その結果を申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、その申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（**引受拒絶**）

第九条　当店は、次の各号の一に該当するときは、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第二項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の承諾を与えないとき。

三　当該運送が、法令の規定により当店の運送の業務の範囲に属しないとき。

四　当該運送に関し、申込者から別の発送者の株券若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五　当該運送について、申込者から申込みがあったとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（**運送の拒絶等**）

第十条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他有価証券並びに金、銀、白金その他貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝石、象牙、べっ甲、瑪瑙及び各その製品

二　容器及び荷造りを加えキログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第二号の「キログラム当たりの価格の計算は、「荷造りごとに、これをします。

（**運送の故障期間等不明な場合**）

第十一条　当店は、第二項第一号及び第二号に掲げるものを除き、この運送約款において高価品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

2　この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（**運賃請求権**）

第十二条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が貨物の全部又は一部の滅失、毀損又はその延着について損害賠償の請求をしない場合は、荷送人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当該貨物の運送につき、付添人を付けること。

二　当該貨物の運送につき、特別の設備を付けること。

（**危険品について物質**）

第十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めたときは、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（**動物等の運送**）

第十四条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当該貨物の運送につき、特別の設備を付けること。

二　当該貨物の運送につき、付添人を付けること。

（**危険品について物質**）

第十五条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に表示又は記載するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（**連絡運輸**）

第十六条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。

2　当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に係る手数料を収受します。

3　特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を収受します。

4　第一項の通知を行なわなかった運送について、当店の責任において利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節　積付け

（**積付け**）

第十八条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2　シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（**受取及び引渡しの場所**）

第十九条　当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（**管理責任等に対する通知**）

第二十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の滅失、毀損又は延着の通知義務を負います。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先において同居者、従業員又はこれに準ずる者

二　船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（**留置権の行使**）

第二十一条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けるまでは、当該貨物を留置することができます。

2　商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、その支払を受けるまでは、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷受人所有の貨物の引渡しをしないことができます。

（**指図の権利者**）

第二十二条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、運送を引き受けることができません。

2　当店は、運送引受書に記載された貨物の受取を確告したときは、荷受人が貨物の受取を確告したときは、荷受人が貨物の受取を確告したときは、荷受人が